

NPO医療を考える会 講演会のお知らせ

いのちをつなぐ食べ物があぶない

種子法の廃止で日本の米や麦、大豆の種子を失しなう

日時 2018年11月25日(日) 14時30分~16時30分

会場 千駄ヶ谷社会教育会館

講演 安田節子 食政策センタービジョン代表

安心の食料供給を支えた種子法の廃止

今年4月1日に「主要農産物種子法」が廃止され、この法律により支えられてきた、お米をはじめとする食料の安定供給が危うくなると、日本の農業、農民がまもり育ててきた「日本の種」を守る新たな法律を作ろうという、日本の種子(たね)を守る会の運動がはじまりました。

種子法というのは、土に触れることも少ない都市の私たちにはなじみのうすい法律ですが、米、麦、大豆という主要な農産物の種子を管理し、優秀な種子を安定して供給することを都道府県に義務づけた法律です。各都道府県の農業試験場など公的な試験研究機関が、種子の生産にかかわる予算を国が責任を持って手当をしなければならない根拠となっていた法律です。

この法律のもと、各地の公的な試験研究機関と農業関係者の努力により、その地域に適した米などの品種改良がすすみ、南から北まで全国でつくられて、国民の食糧の供給が改善されたのです。

なんのための種子法廃止か

いったいなんのために「主要農産物種子法」を廃止するのでしょうか。

政府の規制改革推進会議は、種子法が民間企業の種子事業への投資を阻害する、として廃止を打ち出しました。都道府県に優秀な種子を安定して供給することを義務付けた法律を廃止して、最大限の営利追求が目的の企業の仕事を作り出すのが目的です。しかし、国民の食糧を確保するための良質な種子の供給は国の責任であり、営利追求が目的の企業に任せることのできない問題です。

1952年(昭和27年)戦後の日本が主権を回復して間もない時期に成立した種子法、50年以上運用されてきた食の根幹にまつわる法律の廃止ですが、わずか5時間の審議で議決されたというのです。「主要農産物種子法」の廃止により、米など種子価格の高騰や地域条件に適した品種の維持、開発の衰退が心配されています。さらに、長期的には、世界の種子市場を独占する多国籍種子企業が日本の種子を支配することも心配されています。

毎年の総会では、健康に関する問題で専門家の講演をお願いしています。今年度は、食政策センタービジョン代表の安田節子氏に、種子法の廃止で今後の主食がどうなるか、水や種子など自然資源にたいする巨大な国際企業の動向などのお話をうかがいたいと思います。